

議案第 2 2 号

社会福祉事業の取扱いについて

社会福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会 長 相 川 宗 一

項目	社会福祉事業の取扱い
	社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

社会福祉大会	さいたま市の制度に統一する。
災害見舞金支給事業	さいたま市の制度に統一する。
苦情処理窓口及び福祉オンブズ パーソン	さいたま市の制度を適用する。
高等学校入学支度金支給事業	さいたま市の制度を適用する。
住宅費（契約更新料）差額金 助成事業	さいたま市の制度を適用する。
民生委員児童委員	さいたま市の制度に統一する。
低所得世帯入院料（室料）差額 補助事業	廃止する。
出産費差額助成事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 2 2 号関係（社会福祉事業の取扱い）

現 況																														
さいたま市	岩槻市																													
<p>1 社会福祉大会 さいたま市の福祉関係者が一堂に会し、社会福祉事業の功績者を表彰するとともに、地域福祉の推進のため総力をあげて取り組む決意をする。</p> <p>(1) 開催時期：11月1日（平成16年度） (2) 会場：さいたま市民会館おおみや (3) 主催者：市と市社会福祉協議会との共催 (4) 参加者：被表彰者、地区社協会長、民生委員等 （平成16年度参加予定 約850人）</p> <p>2 災害見舞金支給事業 火災、風水害等の自然災害等により、被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>1世帯当たり</th> <th>1人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊、床上浸水</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td>-</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>-</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン (1) 苦情処理窓口 保健福祉サービスに関する苦情について、迅速・公平な処理を行う。 (2) 福祉オンブズパーソン 第三者による苦情処理機関 福祉サービスの利用者が、行政やサービス提供者に対して苦情や不満が生じた時、福祉オンブズパーソンに申立てをして救済を受けることができる制度。</p>	区 分	支給額		1世帯当たり	1人当たり	全焼、全壊、流失	30,000円	20,000円	半焼、半壊、床上浸水	20,000円	10,000円	死亡者	-	100,000円	重傷者	-	50,000円	<p>1 社会福祉大会 地域福祉に長年貢献された方や団体の表彰及びアトラクションを行う。</p> <p>(1) 開催時期：6月26日（平成16年度） （5年に1度開催） (2) 会場：岩槻市立福祉会館(イグレッタ) (3) 主催者：市社会福祉協議会 後 援：岩槻市 (4) 参加者：被表彰者、自治会長、民生委員、ボランティア団体等 （平成16年度参加予定 約600人）</p> <p>2 災害見舞金支給事業 市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>80,000円 / 世帯</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊</td> <td>40,000円 / 世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>20,000円 / 世帯</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td>80,000円 / 人</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>30,000円 / 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン 実施していない。</p>	区 分	支給額	全焼、全壊、流失	80,000円 / 世帯	半焼、半壊	40,000円 / 世帯	床上浸水	20,000円 / 世帯	死亡者	80,000円 / 人	重傷者	30,000円 / 人
区 分		支給額																												
	1世帯当たり	1人当たり																												
全焼、全壊、流失	30,000円	20,000円																												
半焼、半壊、床上浸水	20,000円	10,000円																												
死亡者	-	100,000円																												
重傷者	-	50,000円																												
区 分	支給額																													
全焼、全壊、流失	80,000円 / 世帯																													
半焼、半壊	40,000円 / 世帯																													
床上浸水	20,000円 / 世帯																													
死亡者	80,000円 / 人																													
重傷者	30,000円 / 人																													

現 況

さいたま市

岩槻市

4 高等学校入学支度金支給事業  
生活保護を受けている世帯の生徒が、高等学校等に入学するに際し、支度金を支給することにより、生徒の健全な育成及びその世帯の自立更正の推進を図る。  
支給金額：1人当たり 12,000 円

4 高等学校入学支度金支給事業  
実施していない。

5 住宅費（契約更新料）差額金助成事業  
生活保護を受けている方が住宅扶助を受けたとき、法による住宅費(契約更新料)の額と実際に契約更新に要した額との差額金で助成を必要と認められた範囲内の額を1か月分の住宅扶助費を限度額として支給する。

5 住宅費（契約更新料）差額金助成事業  
実施していない。

6 民生委員児童委員  
(1)法定単位民生委員児童委員協議会数  
40 地区  
(2)民生委員児童委員定数 1,061 人  
委嘱者 1,059 人(平成 16 年 4 月 1 日現在)  
(3)補助金

6 民生委員児童委員  
(1)法定単位民生委員児童委員協議会数  
7 地区  
(2)民生委員児童委員定数 154 人  
委嘱者 152 人(平成 16 年 4 月 1 日現在)  
(3)補助金

区 分	補助額 (1人当たり)
委員活動費	8,500 円/月
会長活動費	3,000 円/月
地区研修費	10,000 円/年
運営事務費	900 円/月
全国互助事業分	800 円/年

区 分	補助額 (1人当たり)
委員活動費	59,100 円/年
会長活動費	30,000 円/年
地区研修費 (地区活動費)	10,000 円/年
運営事務費	2,500 円/年
全国民生委員 互助事業会費	1,100 円/年

7 低所得世帯入院料（室料）差額補助事業  
実施していない。

7 低所得世帯入院料（室料）差額補助事業  
生活保護世帯に対して、入院時の差額室料を補助する。  
補助額：1日につき 1,000 円

8 出産費差額助成事業  
生活保護の適用を受けている者が出産扶助を受けたとき、法による出産費の額と病院等の慣行料金との差額を助成する。  
助成限度額：法に定める基準額と実際に支払う額との差額分（被保護者の身体状況等により必要と認められる額）

8 出産費差額助成事業  
実施していない。